

市民生活の安定と未来づくり 三笠市長 西城賢策



この冬の雪の量は、例年に比べ、少なめの降雪量でありました。

その点では、雪国に住む我々にとっては、比較的楽な冬でありましたが、個々の住宅や土地の関係、また身体状況などで、苦勞された方も多くおられたかと思ひます。本当にご苦勞様でした。

市としては、市民の皆さんの日常生活に出来る限り支障の生じないよう除雪や排雪に取り組み、今年からは、早めの排雪にも試行的に実施してみました。その変化を市民の皆さんも感じ取っていただけているとすれば幸いです。

さて、今年は統一地方選挙が行われる年であることから、毎年3月に議会審議される新年度予算は、市民生活に直接必要な関係予算を審議し、残りの新しいマチづくりなどの政策予算は、選挙後の6月定例市議会で審議いただくこととなります。

現在、市が取り組んでいる4大プロジェクトに関係する予算や新しく制度化する事業の予算、国や道から新しい政策が出され、これに伴い市が予算支出しなければならぬものなどが6月に審議されることとなります。

国や道の動きなどを事前に察知し、既に検討を進めているものもありますが、選挙後に制度内容が分かるものもあり、しっかりと検討し、議会提案したいと考えています。

市としての仕事は数多くありますが、大きく分けると、日頃の市民生活に問題が生じないようにする日常業務と、市を維持・発展させるためのマチづくりに取り組む未来づくりの業務の二つがあると思っています。

また、市民生活に係る日常業務として検討しなければならぬ当市の課題として、老朽化した公共施設の改修問題があります。ご

承知のように、三笠市の各施設は、昭和40年頃から50年代前半に建設されたもので、大半が改修の時期を迎えています。市役所は、さらに古く、昭和31年に建設されたものです。

大変費用が掛かりますが、必要性などを検討し、残すべきものは時間がかかっても、一つひとつ着実に改修していきたいと考えています。

また、4大プロジェクトを中心として新しいマチづくりに取り組んできていますが、ようやく三笠市も他に知られるようになり、入って来られる方も多くなってきています。三笠市にある資源を最大限に活用し、市の未来づくりが進んでいます。今後もこれらを強力に前進させ、安心して暮らし続けられるマチを創るためには、市民の皆さんのご理解、ご協力が必要です。よろしくお願いいたします。

三笠市職員募集

詳しくは市ホームページ、または直接問い合わせください。

【職種・人員】事務職、事務職(情報処理)、建築職、保育士、保健師、助産師など各若干名

【第1次試験日】6月18日(日)

【受付期限】6月6日(火)

【申込方法】インターネットまたは郵送

※下のQRコードを読み込み、試験要項・申込書をダウンロードできます。



【問合せ先】総務課職員係 ☎ 3184

三笠市地域おこし協力隊募集

市内では16人の地域おこし協力隊が活動し、各部門で活躍しています。地域づくりに意欲をお持ちの方を募集していますので、市外に住む知人、友人などで興味をお持ちの方にお知らせください。

【対象】次の要件に該当する方

(三笠市に住民票のある方は対象になりません)

▼三大都市圏の都市地域や地方

都市(条件不利地域を除く)に住民票があり、採用後、三笠市に住民票と生活の拠点を移せること
▼任用満了後、三笠市で就業や起業して定住する意欲があることなど

【活動期間】採用日からその年度の3月31日まで(実績に応じ最長3年まで延長可)

【報酬など】

▼報酬月額166,600円

▼6月および12月に期末手当を支給

▼家賃は市が全額負担(指定する住宅に入居した場合に限る)

▼活動に自家用車を使う場合には市が借上料を負担(月額3万円)

※募集部門など詳しくは市ホームページ

または直接問い合わせください。

【問合せ先】企画調整課定住対策係 ☎ 3182



東京ガスエンジニアリングソリューションズに感謝状を進呈

2月13日、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（東京都）に感謝状を進呈しました。市の水素製造や二酸化炭素の地下固定化を目指す取り組みに対して、寄付（企業版ふるさと納税）を通じて応援いただきました。同社からは、昨年度に引き続き2度目の寄付となりました。



宮田雅夫取締役常務
執行役員企画本部長

【問合せ】産業開発課産業振興係 ☎③7090

地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）の策定

市は令和5年度～12年度を計画期間とする地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

【策定目的】

近年、国内各地で大規模な災害が多発していますが、地球温暖化の進行に伴い、今後も気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、こうした気象変動問題に対処するため、国は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、市では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を令和3年12月に宣言しました。

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民、事業者、市のそれぞれの主体が一体となって、地球温暖化対策のより効果的な取り組みを推進するとともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減し、二酸化炭素排出量の削減に向けた総合的な施策を展開するため、本計画を策定しました。

【基本方針】

① 2050年ゼロカーボンに向けた目標設定

② 北海道胆振東部地震によるブラックアウトの経験を生かした災害に強いまちづくり

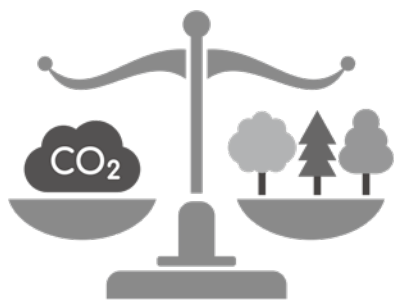
③ 地域特性を踏まえた脱炭素型ライフスタイルの促進

④ 産炭地域特有の地域資源の活用と地域活性化

⑤ 再エネ取り組みへの部門間格差の是正

本計画は環境衛生係、市ホームページで閲覧できます。

【問合せ】市民生活課環境衛生係 ☎②3189



市の空き家対策

近年、管理できないなどの理由で放置された空き家が増えていきます。昨年度の調査では545件の空き家を把握し、そのうち149件が倒壊する恐れのある空き家でした。

放置された空き家は、がれきの飛散や野生動物の住み着き、景観や治安の悪化などの悪影響を及ぼす恐れがあります。市では、このような空き家に対して次の対策を行っています。

◆空き家所有者への指導など

放置された空き家の所有者に対して、直接訪問するなどして空き家を処分するよう助言や指導などを行っています。

◆市による空き家の解体

放置された空き家の中でも道道や市道の沿線にある場合など、住民や通行人などに被害を及ぼす恐れのある空き家を、一定の条件のもとで『特定空き家等』に認定し、より重点的な対策を行っています。

その中でも、所有者がいないなどの条件に該当する場合のみ、市で空き家の解体を行います。なお、解体後に所有者が見つかった場合は、解体費用を請求します。

● 空き家には近づかないようにしましょう

放置されて破損の進んだ空き家は、屋根や外壁が崩れる恐れがあり大変危険です。放置された空き家を見かけても決して近づかないようにしましょう。

● 空き家を処分しましょう

空き家から飛散したがれきなどによって通行人や家屋などに損害を与えた場合、所有者は管理責任を問われるほか、損害賠償を請求される恐れがあります。所有者は、空き家の破損が進んで手遅れになる前に空き家を処分しましょう。

市では空き家の解体に対する助成も行っていきますので、ご相談ください。

【連絡問合せ】

▼ 空き家全般…生活安全センター 交通防災係 ☎②7777

▼ 特定空き家等…建設課建築係 ☎②3999

▼ 解体の助成…建設課住宅係 ☎②3998

